

生駒市地方就職学生支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良県地方創生総合戦略及び生駒市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、東京圏内の大学等を卒業した学生の本市内への移住を伴う県内就職を支援するため、奈良県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業し、本市に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において地方就職学生支援金を交付するものとする。地方就職学生支援金の交付については、奈良県移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、その他法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- （2）条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- （3）外郭団体 市が出資（出えん）、又は継続的に人的若しくは財政的に関与している団体をいう。

（対象者）

第3条 支援金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等で東京圏内のうち条件不利地域を除くキャンパスに4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了する見込みであること。

（イ） 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 奈良県に所在する企業等に就職することが内定していること。

（イ） 卒業・修了後に（ア）に規定する内定企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下次号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（イ） 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(ウ) 日本人であること。又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のうち、いずれかの在留資格を有するものであること。

(エ) 移住元において市税等を滞納していない者であること。

(オ) その他奈良県知事及び市長が支援金の対象として不適当と認めたものの者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が奈良県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、生駒市役所（出先機関含む）及び生駒市の外郭団体のうち生駒市内に所在する団体はこの限りではない。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の雇用期間の定めがない
労働契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 奈良県での勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付金額)

第 4 条 地方就職学生支援金の額は、卒業・修了年度の 4 月 1 日以降の採用面接にかかる東京圏から面接会場までの往復交通費として、16,000 円とする。ただし、提出のあった領収書に記載のある金額が 16,000 円を下回る場合は、当該額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 支援金の交付回数は、1 人 1 回を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）

は、次の各号に掲げる全ての書類を、次項に定める申請期間内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 地方就職支援金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 内定先企業による内定証明書（様式第 2 号）
- (3) 地方就職支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第 3 号）
- (4) 在学証
- (5) 交通費の領収書
- (6) 本人確認書類
- (7) 第 3 条に掲げる要件を満たすことを証する書類

2 申請期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の書類を受理した場合は、当該内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときは、地方就職学生支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

（支援金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、地方就職学生支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

第8条 第6条第1項の規定により交付の決定を行った交付決定者に対しては、前条の規定による交付の請求日から3か月以内に地方就職学生支援金を交付する。

（申請の取下げ）

第9条 第6条第1項の規定による通知を受けたものは、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（報告及び調査）

第10条 申請者及び交付決定者は、支援金に関する報告及び調査について、奈良県知事又は市長から求められた場合には、これに応じなければならない。

（返還請求）

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件に該当する場合は、支援金の交付決定を取り消すものとし、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、就業先企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるとして奈良県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

（1）全額の返還

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合

ア 虚偽の申請であること、居住、就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から 1 年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から 3 か月以内に奈良県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 転入日から 3 年未満に本市以外の市区町村に転出した場合

（2）半額の返還

転入日から 3 年以上 5 年以内に本市以外の市区町村に転出した場合

2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、地方就職学生支援金交付決定取消通知兼返還命令書（様式第 7 号）により行うものとする。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、奈良
県知事及び市長が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日でその効力を失う。ただし、同日ま
でに第 6 条第 1 項に規定する地方就職学生支援金の交付決定を受けた者に
係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。